

保育所・認定こども園（保育所機能部分）・小規模保育事業を利用する場合の基準額表
 【利用年度の4月1日現在で満0歳から満2歳までの児童】

(単位：円)

教育・保育給付認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担金の額（月額）				第1子・第2子の カウント方法
階層 区分	定 義	右記以外		ひとり親等世帯		
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	0	0	保護者と生計が同一の子等（年齢は問いません。）について、最年長の子から第1子、第2子と数えます。第3子以降の利用者負担金はかかりません。
第2	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3	市区町村民税均等割の額 のみの世帯	10,000 (5,000)	9,000 (4,500)	0 (0)	0 (0)	
第4	市区町村民税所得割の額 が48,600円未満の世帯	14,000 (7,000)	13,000 (6,500)	7,000 (0)	6,000 (0)	
第5	市区町村民税所得割の額 が48,600円以上63,000円 未満の世帯	20,000 (10,000)	19,000 (9,500)	8,000 (0)	7,000 (0)	
第6	市区町村民税所得割の額 が63,000円以上77,101円 未満の世帯	26,000 (13,000)	25,000 (12,500)	8,000 (0)	7,000 (0)	
第7	市区町村民税所得割の額 が77,101円以上97,000円 未満の世帯	28,000 (14,000)	27,000 (13,500)	28,000 (14,000)	27,000 (13,500)	
第8	市区町村民税所得割の額 が97,000円以上136,000円 未満の世帯	36,000 (18,000)	35,000 (17,500)	36,000 (18,000)	35,000 (17,500)	
第9	市区町村民税所得割の額 が136,000円以上169,000 円未満の世帯	42,000 (21,000)	41,000 (20,500)	42,000 (21,000)	41,000 (20,500)	
第10	市区町村民税所得割の額 が169,000円以上235,000 円未満の世帯	52,000 (26,000)	51,000 (25,500)	52,000 (26,000)	51,000 (25,500)	
第11	市区町村民税所得割の額 が235,000円以上301,000 円未満の世帯	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	54,000 (27,000)	53,000 (26,500)	
第12	市区町村民税所得割の額 が301,000円以上397,000 円未満の世帯	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)	
第13	市区町村民税所得割の額 が397,000円以上の世帯	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)	58,000 (29,000)	57,000 (28,500)	

() 内は第2子の徴収額

※ 市区町村民税所得割の額が169,000円以上の世帯の第1子・第2子のカウント方法について

保護者と生計が同一の子等（年齢は問いません。）について、最年長の子から数えて第3子以降の利用者負担金はかかりません。

同一世帯から2人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特定地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業等）・企業主導型保育事業を利用、特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所または児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している場合、利用者負担金の額は、年齢が高い児童から順に基準額、半額、無料となります。

ただし、同一世帯で特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設に入所、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している児童がいる場合、利用者負担金の軽減のためには、在園証明書等の提出が必要です。